

参考資料に対する意見

白井市 渡邊忠明 H25. 5. 26

①ごみ処理基本計画（平成20年度策定）

中間処理施設のコンセプト、環境対策機能の記載が全く無く不完全であることから、当委員会で中間処理施設のコンセプト、環境対策機能を候補地選定の前提として明確にせざるを得ないのではないかと懸念する。

その際、平成20年度計画では、P76に「②次期中間処理施設整備の推進」で「熱回収施設」と記述しているが、地球温暖化の顕在化の今、中間処理施設は、「エネルギー源」と捉えるべき。（現施設は十分にその機能は有しているが。）

③事業対象用地の評価に関する報告書（平成22年3月）

候補地選定段階のSEAとしては、ある程度のレベルに達していると考えられるが、候補地を3ヵ所に絞り込んだ以降、関係住民との対話がなされず、印西市②に決めてから住民説明を行ったため、今日の事態になったのではないかと懸念する（類推）。

＜当該報告書の欠陥＞

1. 候補地の比較検討の前提として、新中間処理施設のコンセプト、環境対策機能、敷地境界における環境影響（ダイオキシンを含む大気質、騒音、悪臭等）予測が欠落していたため、住民に不安を持たせた。
2. P20、県基準に生物多様性の条件が示されているにもかかわらず、P21以降の図面に何ら表示もなく、P27の「抽出された比較検討地の概要」にも、生物多様性、さらには里山等の景観について記載がない。

この点は、SEAとして不十分と指摘せざるを得ない。

（資料編にも生物多様性に係る図面なし。）

3. 「リフォーム及び更新の再検証」のうち、P10、更新が有利な点の⑤は、昭和58年着工につき、昭和56年改正の新耐震基準はクリア済のはず。

P11は、「老朽化診断」とあるだけで、コンクリートが経年によりアルカリ度が低下し、それにより、鉄筋の錆が進行し、鉄筋コンクリートとして強度が低下しているメカニズムの説明がないため、説得力に欠ける。

④印西市のまちづくりにおける見解（平22. 11. 26）

庁内検討会のみで住民意見の反映がなさそうだが、内容は論理的で納得できる。

⑤印西市からの白紙撤回申入書（平 24. 11. 19）

「申し入れ理由」が感覚的であり、いわゆる「バックヤードシンドローム」を表明したものにすぎない。

環境科学的、社会科学的、人文科学的な理由が全くなく、論理性が全くない。

（１）については、煙突のデザイン、中間処理施設内の修景植栽を工夫すれば、景観学的に都市のランドマーク的なシンボリックな都市施設となりうる視点が欠落している。（既存の煙突ですら、ランドマークとしての評価はなしうる。）

⑧組合広報紙

前述の⑧との関わりで、2010. 10. 10、2012. 6. 1 で排ガス測定結果の実績を、2012. 1. 20 に次期施設の排ガス自主規制値を掲載しているが、これらはもっと早くに情報提供しておくべきで、そうすれば、住民に安心感を与えていたと思う。

これらは、平成 22 年 3 月の報告書の前提に盛り込んでおくべきであった。

⑨今後の廃棄物処理施設整備の在り方について（案）

次期中間処理施設は、当案 P 2 の「省エネルギー・創エネルギー（今も合致）、災害対応の強化」の方向性で推すべきである。

P 3 の「（2）地域住民等の理解と協力の確保」の方向性はもちろんのことである。

P 6（6）地域の防災拠点も取り入れ、特に P 5（4）中の「地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する」ことは従来やってきたことではあるが、「余熱利用」という狭い考えでなく、中間処理施設を発電も含めたエネルギー供給施設（源）と積極的な捉え方で、コンセプトに盛り込むべきである。

<以上を踏まえた今後の検討の進め方>

①で述べたように、次期中間処理施設のコンセプト・環境対策機能の提案は、当委員会で取りまとめざるを得ない。

③の平成 22 年 3 月の報告書は、国環研安田君（廃棄物の学識者）が入り、住民代表としても首長推薦ではあっても白井市の代表は、環境の専門家として長きに亘り市民活動に取り組み、市長が替っても科学的知見と市民目線でぶれずに発言してきた立派な住民代表である。

報告書として、一部欠陥はあるものの、概ね S E A の流れでまとめられているので、当該報告書の欠陥を補った上で、候補地を選定し、段階毎に情報公開し、パブコメを求め、絞り込んだ候補地については、当委員会の学識者委員にファシリテーターをお願いし、住民に理解を頂き収束せざるを得ないのではないかと。

用地の公募も一案であるが、S E A とセットである必要がある。